

## (1) 水道料金の推移

### ○ 昭和38年10月7日（給水条例の制定）

1. 専用給水装置	}	1・2については、茨城県より受水購入単価が決定しないので量水器使用料金のみの制定となった。
2. 共用給水装置		
3. 量水器使用料（1ヶ月につき）		
口 径	13mm以下	30 円
	〃 20mmまで	50
	〃 25mmまで	60
	〃 30mmまで	100
	〃 50mmまで	300
	〃 75mmまで	400
	〃 100mmまで	500
	〃 150mmまで	1,000

### ○ 昭和39年5月16日改定

#### 1. 専用給水装置

用途		料率	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
			水量	料金(1ヶ月につき)	
一般用	家事用		8 立方メートル	360 円	30 円
	団 体 用		16 〃	750	30
営 業 用			16 〃	800	40
浴 場 営 業 用			50 〃	1,500	30
観 賞 用 ・ 臨 時 用			8 〃	600	50

#### 2. 共用給水装置

用途		料率	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき)
			水量	料金(1ヶ月につき)	
共 用 用			8 立方メートル	300 円	30 円

#### 3. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 昭和42年4月1日改定

1. 水道料金

種別	用途	水道料金 (1ヶ月につき)			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専 用	家事用	8 立方米	360 円	1立方米につき	45 円
	営業用	16 "	750	"	45
	団体用	16 "	750	"	45
	浴場営業用	50 "	1,500	"	45
	娯楽用	8 "	360	"	45
	臨時用	1 "	50	"	50
共 用	共用用	8 "	300	"	45
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき 45円			

2. 量水器使用料 (1ヶ月につき)

口 径	使 用 料	口 径	使 用 料
13mm以下	30 円	50 mmまで	350 円
20mmまで	50	75 "	500
25 "	60	100 "	1,000
30 "	100	150 "	1,500
40 "	300		

○ 昭和51年5月1日改定

1. 水道料金

種別	用途	水道料金 (1ヶ月につき)			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専 用	家事用	10 立方米	650 円	1立方米につき	75 円
	営業用	20 "	1,300	"	75
	団体用	20 "	1,300	"	75
	浴場営業用	50 "	3,250	"	75
	娯楽用	10 "	650	"	75
	臨時用	1 "	80	"	80
共 用	共用用	10 "	650	"	75
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき 75円			

2. 量水器使用料 . . . . . 据置

○ 昭和53年4月1日改定

1. 水道料金

種別	用途	水道料金 (1ヶ月につき)			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専用	家事用	10 立方米	900 円	1立方米につき	110 円
	営業用	20 "	1,800	"	110
	団体用	20 "	1,800	"	110
	浴場営業用	50 "	4,500	"	110
	娯楽用	10 "	900	"	110
	臨時用	1 "	110	"	110
共用	共用用	10 "	900	"	110
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		110円	

2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 昭和57年5月1日改定

1. 水道料金

種別	用途	水道料金 (1ヶ月につき)			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
一般用	家事用	10 立方米	1,100 円	1立方米につき	160 円
	営業用	20 "	3,600	"	240
	団体用	20 "	3,600	"	240
	浴場営業用	50 "	5,500	"	160
	娯楽用	10 "	1,800	"	240
	臨時用	1 "	500	"	500
共用	共用用	10 "	1,100	"	160
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		240円	

2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 昭和59年5月1日改定

1. 水道料金

種別	用途	水道料金 (1ヶ月につき)			
		基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量	料金
専 用	家事用	10 立方米	1,400 円	1立方米につき	210 円
	営業用	20 "	4,700	"	360
	団体用	20 "	4,700	"	360
	浴場営業用	50 "	7,000	"	210
	娯楽用	10 "	2,350	"	360
	臨時用	1 "	700	"	700
共 用	共用用	10 "	1,400	"	210
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		360円	

2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 平成元年6月1日改定

※ 料金は次の各号に掲げる基本料金・超過料金及び量水器使用料金の合計額に消費税率3%を乗じて得た消費税額を加算した額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

1. 水道料金・・・・・・・・・・据置

2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 平成9年9月1日改定

※ 料金は次の各号に掲げる基本料金・超過料金及び量水器使用料金の合計額に消費税率5%を乗じて得た消費税額を加算した額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

1. 水道料金・・・・・・・・・・据置

2. 量水器使用料・・・・・・・・・・据置

○ 平成20年10月1日改定

※ 料金は次表に掲げる基本料金及び超過料金の合計額に、消費税5%を乗じて得た消費税額を加算した額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

1. 水道料金・・・・・・・・・・据置

(量水器使用料廃止)

○ 平成24年4月1日改定

※ 料金は給水区域の区分に応じ、それぞれの表に掲げる基本料金及び  
超過料金の合計額に、消費税5%を乗じて得た消費税額を加算した額とする。  
ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

水道料金（龍ヶ崎市、牛久市、取手市）

種 別	料率 用途	水 道 料 金 （1ヶ月につき）			
		基 本 料 金		超 過 料 金	
		水 量	料 金	水 量	料 金
専 用	家 事 用	10 立方米	1,400 円	1立方米につき	210 円
	営 業 用	20 "	4,700	"	360
	団 体 用	20 "	4,700	"	360
	浴 場 営 業 用	50 "	7,000	"	210
	娛 楽 用	10 "	2,350	"	360
	臨 時 用	1 "	700	"	700
共 用	共 用 用	10 "	1,400	"	210
	公共施設消火栓 私設消火栓	1立方米につき		360円	

水道料金（利根町）

用 途	基本料金（10m <sup>3</sup> まで）		超過料金（1m <sup>3</sup> 当り）			
	口 径	金 額	11～20m <sup>3</sup> まで	21～30m <sup>3</sup> まで	31～50m <sup>3</sup> まで	51m <sup>3</sup> 以上
一 般 用	13 mm	1,500 円	200円	240円	270円	360円
	20	2,000				
	25	2,890				
	30	3,650				
	40	5,670				
	50	7,970				
	75	16,340				
	100	27,280				
臨 時 用	一律	4,050				

備考1 一般用とは、臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。

2 臨時用とは、臨時に水道を使用する場合又は建築等工事に使用する用水をいう。

○ 平成25年4月1日改定

※ 事業統合後も従前の料金体系を採用していた区域（利根町）について、その料金体系を廃止し、統一の供給料金とする。

○ 平成26年4月1日改定

※ 料金は次の各号に掲げる基本料金・超過料金及び量水器使用料金の合計額に消費税率8%を乗じて得た消費税額を加算した額とする。

ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

1. 水道料金・・・・・・・・・・据置

## (2) 給水加入金

○ 昭和57年4月1日～平成19年3月31日

給水装置の新設又は改造（給水管の増設又は口径を増す場合に限る。）工事申込者は、申込の際に次項に定める給水加入金（以下「加入金」という。）を一括して企業長に納付しなければならない。

加入金は、次の各号の一に定める区分による額を納付するものとする。

区 分	算 出 方 法
(1) 給水工事申込者は、1世帯又は止水栓1栓当たり250,000円の加入金とする。この場合において使用水量は1日1立方メートルとし口径は25ミリメートルまでとする。	1人1日使用水量250ℓとして、 1世帯人数4人（4人×250ℓ） 1m <sup>3</sup> /日×250,000円
(2) タンク式給水又は直結式給水の給水装置工事申込者は、1日使用予定水量1立方メートルにつき250,000円の加入金を乗じた額とする。改造工事申込者は、改造したことによって増加となる1日使用予定水量1立方メートルにつき250,000円の加入金を乗じた額とする。この場合において加入金の算出基準は別に規則で定めるところによる。	1日使用水量（算出基準表）ℓ×延床面積（m <sup>2</sup> ） ※m <sup>3</sup> 以下第1位四捨五入 1m <sup>3</sup> /日×250,000円
(3) 宅地造成又は分譲住宅等のために、配水管から新たに直結式給水で分岐する給水装置工事申込者は、1区画又は止水栓1栓につき250,000円の加入金を乗じた額とする。	区画数（止水栓数） ×250,000円
(4) 直結式給水で共同住宅の給水装置工事申込者は、1世帯当たり止水栓1栓に250,000円の加入金を乗じた額とする。	世帯数（止水栓数） ×250,000円

○ 平成19年4月1日改定

(税込)

口径別加入金			
給水管の口径	給水加入金	給水管の口径	給水加入金
13ミリメートル	160,000円	50ミリメートル	1,080,000円
20ミリメートル	220,000円	75ミリメートル	2,230,000円
25ミリメートル	250,000円	100ミリメートル	3,850,000円
30ミリメートル	390,000円	150ミリメートル	8,110,000円
40ミリメートル	680,000円	200ミリメートル	11,270,000円